

## ソフトウェア使用許諾契約

この使用許諾契約(以下「本契約」といいます)は、一般社団法人TERASの会員及び一般社団法人TERASから使用を承諾された使用者(以下、合わせて「会員」といいます)が借用された「TERASトレーサビリティツール」(以下、「本ソフトウェア」といいます)に関して、会員と、一般社団法人TERAS(以下、「TERAS」といいます)との間に締結される法律的な契約です。本ソフトウェアをインストールした場合、または本ソフトウェアの全部又は一部を使用したことによって会員は本契約の条項に拘束されることに同意されたものとします。もし本契約に同意されない場合には、本ソフトウェアを使用せずに本ソフトウェア及び付属品(リファレンス・ガイド、ユーザー・マニュアル等の関連ドキュメント(オンライン、電子文書等形式を問いません。以下あわせて「本マニュアル」といいます)及びその他の付属物(イメージファイル、アプレット、アニメーション、ビデオ、音楽・音声データ、その他全てのドキュメントを含む)以下あわせて「本付属品」といいます)を直ちにアンインストールしてください。

なお、本ソフトウェアには、Eclipse contributors and others (<http://www.eclipse.org>), Apache Software Foundation (<http://www.apache.org>), Oracle Corporation. および google により開発されたソフトウェアが同梱されていますが、これらのソフトウェアの知的財産権は各所に帰属します。これらのソフトウェアをお客様が使用する場合には、本契約の定めに関わらず、別途各ソフトウェアに定められたライセンス条件に従いその定められた範囲でご使用ください。これらのソフトウェアは本契約に定める「本ソフトウェア」に含まれないものとします。

### 第1条 (定義)

本契約で用いられる用語を次の通り定義します。

- (1) 「借用書」とは、別途TERASが会員に書面により通知し、会員がTERAS指定の様式に従いTERASに書面により提出する本ソフトウェアに係わる借用書をいいます。

### 第2条 (使用の許諾)

TERASは、会員に対し、本契約の条件に従って、本ソフトウェアを借用書にて許諾された期間の間、借用書にて許諾されたライセンス数と同数のコンピュータにインストールし、日本国内において借用書にて定められた目的の範囲内でのみ使用することができる譲渡不可能で非独占的な権利を許諾します。なお、借用書の取り交わしがなされていない場合には使用できません。

### 第3条 (禁止事項)

会員は、本契約において明示的に認められている場合を除き、次の行為をしてはならないものとします。

- (1) 本ソフトウェアを複製、改変、翻訳、翻案及び二次的利用すること
- (2) 本ソフトウェアの全体または一部をリバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルまたは派生物の創作を行うこと
- (3) 本ソフトウェアもしくはその複製物の全部または一部を第三者に譲渡、レンタル、ライセンスもしくはリースし、または担保もしくは質権を設定、または第三者に使用させること
- (4) TERASの書面による事前の承諾なしに本ソフトウェアのパフォーマンスに関するベンチマーク・テストの結果を公表すること
- (5) 本ソフトウェアの内部に表示されている特許権、著作権、商標権、トレードシークレットまたはその他の財産権保護に関する権利文言または表示を削除すること
- (6) 自己の役員・従業員・代表者・代理人、委託先、または第三者に、本条各項のいずれかの行為を行わせること

### 第4条 (知的財産権等の保護)

- 1 会員は、本契約においてTERASから許諾された権利を除き、何らの権利も有しないことを確認します。
- 2 会員は、本ソフトウェアに関するTERAS及び許諾者が保有する知的財産権を侵害する行為またはそのおそれのある行為は一切行わないものとし、かつ、本ソフトウェアに関する知的財産権を侵害した場合、会員は、TERASに対し速やかにその旨を報告するものとし、TERASと協議の上適正な侵害排除の措置をとるものとします。

- 3 会員が前項に違反した場合、TERASは催告することなく直ちに、本許諾を取消すことができ、かつ、それによって生じた損害（裁判上または裁判外の合理的な弁護士費用を含む）の賠償を請求することができるものとします。
- 4 会員は、本ソフトウェア及び本付属品の情報の機密（以下、「機密情報」といいます）を保持し、本契約の目的以外に使用してはなりません。会員は、機密情報を会員の役員若しくは従業員を除いて、いかなる者にも開示してはなりません。

#### 第5条（保証制限）

- 1 本ソフトウェアは評価版であり、不具合等を含む可能性があることを会員は了承します。TERASが一切本ソフトウェアの動作保証を行わないことに会員は同意し、自己の責任のもとで本ソフトウェアを使用するものとします。
- 2 本ソフトウェアまたは本付属品をインストールしたコンピュータの動作等に関する不具合が火災、地震、第三者による行為その他の事故、TERASの故意もしくは過失、誤用その他異常な条件下での使用において生じた場合においても、TERASは一切保証の責任を負いません。
- 3 TERASは、本条各号に明示的に規定されている他には、本ソフトウェアおよび本マニュアルその他の印刷物に関して、商品性および会員の特定の使用目的に対する適合性を含むあらゆる保証（法律上の瑕疵担保責任を含みますが、これに限定されません）を、明示たると黙示たるとを問わず一切いたしません。
- 4 TERASは、本ソフトウェアのインストール、使用、実行もしくは使用不能等本ソフトウェアから生ずるいかなる種類の損害（間接損害、特別損害を含みます）、損失または費用等（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失、本ソフトウェア、本ソフトウェアの付属品に関連して第三者から会員になされた損害賠償請求に基づく損害、弁護士報酬・費用その他いっさいの金銭的支出を含みます）に関して、一切責任を負わないものとします。TERASがかかる損害、損失または費用等が発生する可能性について知らされていた場合であっても、一切責任を負わないものとします。

#### 第6条（契約の解除・終了）

- 1 会員が本契約のいずれかの条項に違反した場合その他本契約を継続することができない背信的行為を行った場合には、TERASは本契約を何らの催告を行うことなく、直ちに解除することができます。
- 2 会員とTERASとの間の借用書に定められた借用期間が期間満了または解除により終了した時には、本契約は自動的に終了するものとします。
- 3 理由の如何を問わず、本契約が終了した場合には、会員は本ソフトウェアの使用をただちに中止し、本ソフトウェアをアンインストールし、本ソフトウェアおよび本付属品を速やかにTERASへ返却するものとします。
- 4 本契約終了後といえども、第4条4項に定められた機密保持義務はなお有効に存続するものとします。

#### 第7条（準拠法等）

本契約は、日本国法に準拠し、本契約に基づくまたはこれに関連する紛争は、東京地方裁判所の専属的管轄に服するものいたします。

以上

この契約に関してご不明点等ございましたら、下記宛に書面にてご連絡いただくようお願い申し上げます。